

特別養護老人ホームやすらぎホーム 料金表（2015年4月～7月まで）

1) 2000年4月1日以降入居される方

I. 特養ホームの多床室(2人室、4人室)の月額料金

単位:円

負担段階	要介護度	介護費用 1割負担額	高額介護 申請の場合	食費/1日	居住費/1日	合計金額	高額介護 申請の場合
第1段階	要介護1	21,930	15,000	300	0	30,930	24,000
	要介護2	24,090				33,090	
	要介護3	26,280				35,280	
	要介護4	28,440				37,440	
	要介護5	30,540				39,540	
第2段階	要介護1	21,930	15,000	390	370	44,730	37,800
	要介護2	24,090				46,890	
	要介護3	26,280				49,080	
	要介護4	28,440				51,240	
	要介護5	30,540				53,340	
第3段階	要介護1	21,930	-	650	370	52,530	-
	要介護2	24,090				54,690	
	要介護3	26,280				56,880	
	要介護4	28,440				59,040	
	要介護5	30,540				61,140	
第4段階	要介護1	21,930	-	1,420	380	75,930	-
	要介護2	24,090				78,090	
	要介護3	26,280				80,280	
	要介護4	28,440				82,440	
	要介護5	30,540				84,540	

介護費用1割負担の考え方

要介護度	施設 サービス費	個別機能 訓練	栄養ケア マネジメント	日常生活継 続支援	夜勤職員 配置	看護 体制	介護職員処 遇改善 I	地域 加算	1日単価
要介護1	594	12	14	36	13	12	40	10.14	731円
要介護2	661								803円
要介護3	729								876円
要介護4	796								948円
要介護5	861								1,018円

負担段階は以下のように区分する

【第1段階】	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方
【第2段階】	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、かつ世帯全員が市民税非課税の方
【第3段階】	第2段階以外の世帯全員が市民税非課税の方（課税年金収入が80万円以上）
【第4段階】	上記以外の課税世帯の方

この負担段階は、年収に応じて自動的に振り分けられるものではなく、市役所で所定の手続き（介護保険負担限度額認定申請をして、認定証が発行されます。）を経て認定される。

高額介護サービス費について

介護サービスを利用して支払った1割の負担額が、1ヶ月の合計で上限額を超えた場合、その超えた分の料金が申請によって戻ってくる制度です。(同一世帯に複数の利用者がいる場合は、世帯全体の負担額が上限を超えた額) ただし、食費・居住費・日常生活費は対象外となります。

Ⅱ. 特養ホームの個室の月額料金

単位:円

負担段階	要介護度	介護費用 1割負担額	高額介護 申請の場合	食費/1日	居住費/1日	合計金額	高額介護 申請の場合
第1段階	要介護1	20,430	15,000	300	320	39,030	33,600
	要介護2	22,590				41,190	
	要介護3	24,780				43,380	
	要介護4	26,940				45,540	
	要介護5	29,040				47,640	
第2段階	要介護1	20,430	15,000	390	420	44,730	39,300
	要介護2	22,590				46,890	
	要介護3	24,780				49,080	
	要介護4	26,940				51,240	
	要介護5	29,040				53,340	
第3段階	要介護1	20,430	-	650	820	64,530	-
	要介護2	22,590				66,690	
	要介護3	24,780				68,880	
	要介護4	26,940				71,040	
	要介護5	29,040				73,140	
第4段階	要介護1	20,430	-	1,420	1,180	98,430	-
	要介護2	22,590				100,590	
	要介護3	24,780				102,780	
	要介護4	26,940				104,940	
	要介護5	29,040				107,040	

介護費用1割負担の考え方

要介護度	施設 サービス費	個別機能 訓練	栄養ケア マネジメント	日常生活継 続支援	夜勤職員 配置	看護 体制	介護職員処 遇改善Ⅰ	地域 加算	1日単価
要介護1	547	12	14	36	13	12	37	10.14	681円
要介護2	614						41		753円
要介護3	682						45		826円
要介護4	749						49		898円
要介護5	814						53		968円

Ⅲ. 入居者の状態に応じて、個別に算定される介護給付費サービス加算

①療養食加算 1日につき18単位

医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合。

②看取り介護加算 死亡日 1,280単位

死亡日の前日・前々日 680単位

死亡日以前4日以上30日以下 144単位

本人または家族等の同意を得て看取り介護に関する計画を作成し、看取り介護を提供し、当施設またはご利用者の居宅で亡くなられた場合。死亡日以前30日を上限として算定する。

③初期加算 1日につき30単位

入居した日(30日を超える医療機関への入院後に再び入居した場合も含む)から起算して30日以内の期間に算定する。

④認知症行動・心理症状緊急対応加算 入居後7日間に限り 1日につき200単位

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断して介護福祉施設サービスを行った場合に算定する。

⑤入院・外泊時費用 1日につき246単位

病院又は診療所へ入院した場合または居宅において外泊をした場合、1月に6日を限度に、前述の利用料に代えて、1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日および最終日は算定せず、通常の利用料算定となる。

⑥在宅・入所相互利用加算 1日につき40単位

⑦若年性認知症入所者受入加算 1日につき120単位

40歳以上65歳未満で認知症と診断された方が入所となる場合、65歳の誕生日の前々日まで上記の単位数を算定する。※④の加算との同時算定はできない

Ⅲ. 入居者全員に算定される介護給付費サービス加算

口腔衛生管理体制加算 1月につき30単位

Ⅳ. 日常生活費

名称	内容	金額
預かり金管理費	入居者から預かり金管理を委託された場合の管理料	1月当たり 1,000円
電気製品使用料	テレビ、冷蔵庫、ラジオなど 暖房器具（電気ストーブ 電気毛布等） 酸素濃縮装置	1点につき 1日10円 1点につき 1日31円 1点につき 1日50円
その他	①利用者が選択する特別なサービス 美美容等 施設外で行われる行事等の参加費等 外出時の飲食店等での食事代等 ②体調の変化によってホームが提供する 食事以外の補助食等 ③医療費 ④日用品費（歯ブラシ、入れ歯洗浄剤等） ⑤救急車利用時のタクシー料金	利用者が直接負担して頂きます

V. 入院・外泊する場合（入院・外泊の初日・最終日を除く）、各々の負担区分に定める居住費の額を算定する。ただし、あらかじめ同意のあった入居者について、入院等の期間中にショートステイ利用があった場合、その間の居住費は算定しない。

2)2000年3月31日以前より入居されている方(旧措置者の方)

I. 施設サービス費

旧措置者の方については、表Aの金額（介護給付費）に、100/100から介護保険利用者負担額減額・免除等認定証に記載されている給付率を引いたものを乗じたものが本人の負担となる。

表A 介護給付費 1日当たりの単位

要介護度	従来型個室	多床室
要介護1	547	594
要介護2 要介護3	653	700
要介護4 要介護5	781	828

Ⅱ. 居住費(居住に要する費用)、食費(食事の提供に要する費用)

居住費 1日当り 従来型個室 1,180円
多床室 330円
食費 1日当り 1,420円

但し、介護保険特定負担限度額認定証によって、指定介護福祉施設を利用する際に、食事の提供を受け、または、居住する場合には、当該介護保険特定負担限度額認定証に記載する、特定負担限度額が支払いの上限となる。

Ⅲ.各種加算

前記の「2000年4月1日以降入居される方」と同じです。

Ⅳ.日常生活費

前記の表に示す金額と同じです。

Ⅴ. 入院・外泊する場合(入院・外泊の初日・最終日を除く)、各々の負担区分に定める居住費の額を算定する。ただし、あらかじめ同意のあった入居者について、入院等の期間中にショートステイ利用があった場合、その間の居住費は算定しない。